「(仮称)福島北風力発電事業計画段階環境配慮書」 に対する環境大臣意見

本事業は、日立サステナブルエナジー株式会社が、福島県福島市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町及び宮城県白石市において、最大で総出力60,000kWの風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

また、宮城県は、環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業(平成28~30年度)」により、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価した「風力発電ゾーニング計画書」(以下「ゾーニング計画書」という。)を公表しており、この中でゾーニングエリアとして、「保護優先・地形障害エリア(関係法令や地形的要因の制約が強く、保護を優先すべき又は立地困難なエリア)」、「配慮・調整エリア(立地にあたって関係法令や社会的な配慮・調整が必要なエリア)」及び「導入可能エリア(一定程度の面積が確保されており、導入可能性を有している)」が示されている。

一方、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、複数の住居が存在している。

さらに、想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているクマタカ及びイヌワシの生息が確認されている。また、想定区域及びその周辺は、サシバ等の猛禽類の主要な渡り経路となっている可能性がある。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1.総論

(1)対象事業実施区域等の設定

- ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
- イ 想定区域の一部は、宮城県のゾーニング計画書における「保護優先・地形障害エリア」に指定されている。このため、宮城県のゾーニングエリアの選定根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、宮城県と協議等を行い、対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低

減すること。

(2)事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、 代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 . 各論

(1)騒音に係る環境影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5 月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影に係る環境影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3)鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺には、種の保存法に基づく国内希少種に指定されている クマタカ及びイヌワシの生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、 サシバ等の猛禽類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業 の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な 影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門 家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その 結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力 低減すること。

(4)土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、「山地災害危険地区調査要領」(平成 18 年 7 月林野庁)に基づく山地災害危険地区(地すべり危険地区)、福島県が公表している土砂災害危険箇所(土石流危険渓流)及び森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された保安林(土砂流出防備保安林)が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5)植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく 自然環境保全基礎調査の第2回~第5回調査(植生調査)において植生自然度が 高いとされたアオハダ-モミ群落等の植生及び森林法に基づき指定された保安林 (水源かん養保安林)が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態 系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(6)景観に対する影響

想定区域には、主要な眺望点であり、地元住民に古くから親しまれる郷土の里山である「萬歳楽山」及び「半田山」が位置しており、本事業の実施により、「萬歳楽山」、「半田山」の見晴台や登山道等からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点、利用施設からの眺望の特性及び利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、これらの管理者、地方公共団体その他の関係機関及び地域住民等の意見を踏まえること。